

第 101 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 令和 2 年 7 月 30 日（木）15 時 00 分～17 時 10 分
2. 場 所 神戸国際会館 9 階 901・902 号室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、太田貞夫、上月陽子、柴田眞里、玉置久、灘本明代、西村裕三、眞鍋智子
 - (2) 実施機関の職員
企画調整局企画課担当課長
行財政局区役所課長
行財政局総務事務センター長
福祉局介護保険課担当係長
健康局健康企画課健康企画係長
健康局保健所予防衛生課担当課長
交通局自動車部市バス運輸サービス課担当課長
公立大学法人神戸市看護大学事務局教務学生課長 ほか
 - (3) 事務局の職員
市長室担当部長、情報化戦略部担当課長 ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①国勢調査の円滑かつ正確な実施のための行政データの利用等について
 - ②各区役所・支所・出張所に設置されたキオスク端末における防犯カメラの設置による個人情報収集について
 - ③神戸市庶務事務システムの改修について
 - ④K O B E シニア元気ポイント事業の分析評価のための活動者データの活用と情報連携基盤システムへの情報項目の追加について
 - ⑤医療・介護データ等の連結解析について
 - ⑥感染症業務における全庁ファイルサーバを利用した本庁保健所及び区保健センター間での個人情報の共有について
 - ⑦A I 搭載通信型スマートドライブレコーダーによる車両の安全性モニタリング実証実験について
 - ⑧インターネット出願および入学手続きシステムの導入について
 - (2) その他
 - ①処理システムへの情報項目の追加について（報告）
 - ②パブリッククラウドの利用方針等の策定について（報告）

5. 議事要旨

(1) 審 議

①国勢調査の円滑かつ正確な実施のための行政データの利用等について

企画調整局企画課から、国勢調査の円滑かつ正確な実施のための行政データの利用等について、条例第9条（利用及び提供の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委 員 住民基本台帳にも載っていない人がいるから、その人たちの情報を取ろうということで、他のデータを使うということでしょうか。
- 企 画 課 そうです。
- 委 員 水道のデータから建物と部屋番号、このデータと人とをどう結びつけるのでしょうか。
- 企 画 課 住民基本台帳が住所情報を持っていますので、住所情報を GIS に送りますと、緯度経度が取れまして、それを地図に落とすことができます。水道の開栓情報を地図に落としましたものと、住民基本台帳の情報を地図に落としましたものが合致することで、結合することが可能となります。
- 委 員 それは分かるのですが、目的は、基本台帳に載っていない人をピックアップするためにいろいろなデータを使うということですよ。いまおっしゃったのは基本台帳がない限り、水道局のデータと人との情報はリンクしないということですよ。水道の情報は要らないのではないのでしょうか。
- 企 画 課 住民基本台帳のデータがなければ、水道情報のみが地図に載ることになりますので、その方は住民基本台帳に記載がないけれどもお住まいということになると思います。
- 委 員 水道を使っているかどうかの情報を使うんでしたら、水道局お客様サービス課のデータは、建物と部屋番号だけではなくて、月々の水道の使用状況も取らない限り開栓しているかどうか分からないので、データが欠如していませんか。
- 企 画 課 今回、頂くデータは開栓している方で、使用が過去2か月で0ではない方です。

- 委員 その条件はどこかに書いてありますでしょうか。
- 企画課 諮問書の 2 ページをご覧くださいまして、上のところの但し書きに記載しております。
- 委員 ということは、使用状況も使うということですね。システム構成図に書いておく必要はないのでしょうか。
- 企画課 使用量の情報をもらうのではなくて、使用のなかった方はもらうデータから外すということです。
- 委員 分かりました。教育委員会からの学校に行っているかどうかの情報は、他の目的で使うことは許されるのでしょうか。
- 企画課 今回は目的外利用のための諮問です。
- 委員 これは、ここで諮ったらオッケーなんですか。情報提供した人への許可とか要らないのでしょうか。いわゆる二次利用ですね。自分の子どもを学校に行かせるために、自分の住所とかを別目的に使うということですね。それは、ここで通したらいいのでしょうか。
- 企画課 もともと統計法上、統計の作成目的は、個人情報を外に漏らすものではなくて、実施機関の長は、地方公共団体の長に、協力を要請することができるかと、統計法上で統計担当職員は厳しい守秘義務は課せられています。
- 委員 職員ではなくて、データ自体を別目的で利用してもいいと、統計法では規定されているのでしょうか。
- 企画課 統計法の中で、そのような規定はないです。
- 事務局 個人情報保護条例の第 9 条に目的外提供あるいは利用についての規定がございます。原則、目的外提供は禁止なのですが、例外といたしまして、法令に規定があるときや、ご本人の同意があるとき、人の生命・身体・財産の保護のため緊急かつやむを得ないとき、最後に、実施機関が審議会の意見を聴いて特に公益性が高いと認められる場合は、目的外提供又は利用が可能となっております。従いまして、利用の在り方についてご審議賜りたいと思います。

- 委員 重い議題なんですね。重いことだということを理解しました。法律的には問題ないのでしょうか。
- 委員 事務局が説明した通りなんですけども、公益上の必要性があるということ当審議会が判断すれば、同意がなくても認められるという制度になっています。
- 委員 必要性をこの審議会で議論することも仕事の1つです。
- 委員 公益上の必要性があるということをご審議いただいているということになります。
- 委員 分かりました。
- 委員 この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。国勢調査の円滑かつ正確な実施のための行政データの利用等については、統計法に基づく国勢調査を実施するにあたり、過去の調査実績から調査対象を捕捉できない事例が多いため、建築住宅局が保有する住宅管理総合システム登録者情報、水道局が保有する水道利用者情報、及び、教育委員会事務局が保有する校務支援サービス就学システム登録情報を利用して、これらの行政データを、地理情報システムを用いて地図上で確認が行えるようにすることは、調査票の正確な補記等が可能となり、調査精度の向上が期待でき、公益に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

②各区役所・支所・出張所に設置されたキオスク端末における防犯カメラの設置による個人情報の収集について

行財政局区役所課から、各区役所・支所・出張所に設置されたキオスク端末における防犯カメラの設置による個人情報の収集について、条例第7条（収集の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 要綱を読んでいると、定義のところですが、防犯カメラ装置、記録データとあるんですが、おそらく防犯カメラ装置というのは物のイメージですね。ハードウェアというか、つまり装置ですね。カメラと表示する装置と記録する装置ですね。カメラで撮影して、表示装置で表示して、記録装置で記

録するんですよね。記録されたものは、記録データですよね。防犯カメラ装置により録画とありますが、ここで録画できるから、記録媒体に記録ということはできないのかなど。つまり、撮影して記録媒体に記録したのではないのでしょうか。例えば、管理及び管理責任者等のところの3項をみると、管理責任者は防犯カメラ装置及び記録データの漏えい、滅失、と書いてありますけれども、装置とデータの漏えいとありますが、及びの前にも漏えいがかかっているわけですよね。そうすると、防犯カメラ装置の漏えいはあり得るんですか。要綱は若干あいまいなところが残っているようなところがあって、気になりました。

○区役所課 分かりました。

○委員 今のご指摘は、文書表現を改めた方が良いというご指摘と理解してよいのでしょうか。

○委員 表に出るのであれば、直した方が良いでしょう。

○区役所課 文章的な要綱上の整理を行います。

○委員 防犯カメラ装置は他人に盗られないようにするというのと、記録データというのは失わないようにするというものですよね。それがもっと明確になるように書いておいた方が分かり難くなくていいんじゃないのでしょうか。

○区役所課 要綱をはっきりと分かる形で整理します。

○委員 防犯対策のためのカメラの設置ということなんですけれども、具体的なイメージが浮かばないんですが、どんな犯罪なのでしょう。

○区役所課 実際には、この機械はマイナンバーカードを使って、証明書を発行するという形になっています。窓口であれば、本人確認ができるのですが、暗証番号さえ分かれば、証明発行が違う人でもできるというところがありますので、そういうことで悪用された場合があつて対応する場合に、誰が取っていたかということも含めてチェックをすることが一点と、あと、証明発行をする場合は、入金することが必要となってきますので、お金を取られたりということが考えられるというところで、総務省の通知の中でもそのようなことが触れているというところがございますので、抑止という観点で、防犯カメラを付けさせていただいているということでございます。

○委員 最初におっしゃったのは、マイナンバーカードの本人ではなくて、他人が成

りすまして、証明書を発行するという、そういうケースでしょうか。

○区役所課 はい。どのようにして、入手するかは別ですが、何らかの形で入手して、使うというケースです。

○委員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。各区役所・支所・出張所に設置されたキオスク端末における防犯カメラの設置による個人情報の収集についてですが、各区役所・支所・出張所に設置する各種証明書発行が可能なキオスク端末に、防犯カメラを設置することは、犯罪の抑止や犯罪発生後の迅速な犯罪解明が期待され、公益に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

③神戸市庶務事務システムの改修について

行財政局総務事務センターから、神戸市庶務事務システムの改修について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委員 図 1 のところの、市役所側のセキュリティについては、十分書かれていて、理解できるんですけども、職員側の個人情報について、データの保護はちゃんとされていると思うのですが、市の職員の立場としては、自分の保険情報とか個人情報を市役所に提出する訳ですが、そのところの保護についてお伺いしたいのですが、図 1 のところの、マイナポータルから XML ファイルがクライアント側にダウンロードされるようになっているんですが、これは、サーバではないのでしょうか。

○総務事務センター サーバではなく、クライアント側の端末機のみです。

○委員 端末機に落とすのですか。

○総務事務センター はい。

○委員 そうすると、8 ページのところですが、クライアント側に XML ファイルがダウンロードされたときのデータ保護に関して書かれていないのかなと思いますが、どこかに書いてありますでしょうか。

○総務事務センター マイナポータル自体が、マイナンバーカードで認証された状態でないとデ

一夕の取り出しができませんので。

- 委員 それは分かっています。要は、それを取り出した時の XML ファイルの保護。サーバ側に直接行くのであれば、8 ページのところの(エ)のサーバ仮想化基盤を構成する機器の各種ログが一元管理されているということで、保護されるのかなと思ったんですけども。XML ファイルが、職員が今使っているクライアント端末にダウンロードされるとしたら、そのクライアント端末の XML ファイルは。
- 総務事務センター XML ファイルにつきましては、格納されるというか保存される訳ではなくて、一時ファイルとして落ちてきますので、システム上の画面に取り込んだ後は消されている状態になりますので、そこは大丈夫かと思います。
- 委員 ログは。クッキーとかは書かなくて良いのでしょうか。
- 総務事務センター ログは取ります。
- 委員 XML ファイルは一時的にクライアント側に落ちますよ。だけどそのあとサーバ側に行きますよと。
- 総務事務センター いいえ。XML ファイルそのものが行くのではなくて、XML ファイルに入っている値があって、その値を取り出します。それを取り出すのが国税庁のプラットフォームになります。
- 委員 XML ファイルは値を取り出した後、アプリケーションを閉じた後、消されてしまう。
- 総務事務センター そうです。
- 委員 そのあたりの操作のログは、書いておいた方が良いかなと思います。
- 総務事務センター はい。
- 委員 他にいかがでしょうか。
- 委員 確認ですが、今の点に関係すると思うのですが、このシステムを改修するんですよね。
- 総務事務センター はい。

- 委員 ということは、動いているんですよね。このシステムの主な部分は。
- 総務事務センター もともとの部分は動いています。
- 委員 庶務事務システムに、年末調整等の情報が紙ベースで入ってきて処理されていたものが、青い矢印を通して職員から直接、オンラインでデータが流れる部分なんですよ。それだけですよ。
- 総務事務センター はい。
- 委員 その他の部分は、セキュアなところでデータのやり取りがされていると。
- 総務事務センター はい。
- 委員 年末調整の場合は、マイナポータルで職員が同じようにやられていると、そこだけちゃんとしますよ。そういう意味では、先ほど委員が言われたところが、コアになると思います。
- 総務事務センター 今回は、年末調整、諸手当のところに機微情報が含まれますので、諮問させていただいております。
- 委員 他にいかがでしょうか。
- 委員 ご質問等がないようですので、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。神戸市庶務事務システムの改修についてですが、市職員等に関する給与諸手当、年末調整等の各種手続き及び認定等の書面による事務を、庶務事務システムを改修し、電子申請化することは、事務の効率化が期待でき、公益に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

④KOBESニア元気ポイント事業の分析評価のための活動者データの活用と情報連携基盤システムへの情報項目の追加について

福祉局介護保険課から、KOBESニア元気ポイント事業の分析評価のための活動者データの活用と情報連携基盤システムへの情報項目の追加について、条例第7条（収集の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委員 員 今回、この図の全体を審議するのでしょうか。
- 介護保険課 図の第7条第3項の部分と第11条のところについて諮問しています。
- 委員 員 図でいうと、どの部分でしょうか。
- 介護保険課 活動者と委託業者の間に第7条第3項がありまして、その上の斜めの矢印に第11条があります。
- 委員 員 図の第7条第3項の下に、⑦ポイント交換決定通知及び現金振込みとあるのですが、現金を振り込むのに口座番号等がないんですけど。どうやって振り込むのでしょうか。
- 介護保険課 年度末に事務局からポイント交換の案内とかポイント交換申請していただくときに、口座を教えていただくことになっています。
- 委員 員 そうすると、収集するデータに入れておいた方が良いのではないのでしょうか。銀行口座は個人情報ですよ。
- 事務局 審議対象についてご説明いたします。概要図の中で水色の網掛けがかかっている部分は委託事業者が行う事務でございます。当審議会では審議いただく部分については、実施機関が個人情報を取扱う部分ということになりますので、図で言いますと白の部分の流れ、委託事業者から介護保険課に向かう個人情報、介護保険課が取得している情報を既に答申をいただいております、左側の中ほどの情報連携基盤、それから分析を委託するというところで日本老年学的評価研究プロジェクトへのデータ転送、こういったところが審議対象となります。
- 委員 員 分かりました。情報連携基盤から日本老年学的評価研究プロジェクトへ匿名化したデータセットと、匿名化と書いてあるのですが、どういうことでしょうか。どのデータが行くのかが分からない。
- 介護保険課 情報連携基盤自体には、介護情報以外にも医療の情報等も入っておりまして、その方の個人が特定されない形で、連結された状態で匿名化して、送るといったことになります。
- 委員 員 匿名化というのは、氏名と保険者番号と生年月日を抜いたデータと言うこ

とでしょうか。

- 介護保険課 その通りです。
- 委員 匿名化したデータということをもう少し細かく書いておいた方が良いのではないのでしょうか。何が匿名かなのかを。
- 介護保険課 分かりました。
- 委員 今のご指摘は、どこを直すのでしょうか。
- 委員 資料の⑧のところで、匿名化したデータセットと書いてあるので、入れる情報を書くよりも、除く情報を書いた方が簡単かなと思います。
- 介護保険課 はい。
- 委員 図の中で訂正するということですか。
- 委員 13 ページの⑧のところにも匿名化するという表現が出るんですけども。
- 委員 文章で書けば、図は要らないかもしれません。
- 介護保険課 分かりました。
- 委員 14 ページの(1)のウの学識経験者が使用する端末というのは、今回必要になるのでしょうか。
- 介護保険課 日本老年学的評価研究プロジェクトで評価する際に、学識経験者が使用する端末になります。
- 委員 そこは神戸市が責任を持つのでしょうか。
- 介護保険課 その通りです。
- 委員 ここだけですよね。学識経験者が使用する端末というのは。違和感を感じました。
- 事務局 おそらく、過去に 2 回審議会に諮問していると思いますが、当初だったと思いますが、大学の先生方がこちらの部屋に端末を置いて、こちらで操作し

ていただいていたと思います。その名残で書かれていると思います。

- 委員 員 今回は関係あるのでしょうか。
- 介護保険課 関係ないです。
- 委員 員 別図 1 で気になるのは、活動者は神戸市と直接コンタクトしないことのかなと思ったのですが。委託事業者が行う事務ですから。そうしたときに、右の委託業者に情報が行っているんですけども、④は神戸市は絡まないんですよ。
- 介護保険課 そうです。
- 委員 員 事務局から連絡するということですが、事務局は委託業者なんですよ。ということは、横方向に行っている赤矢印というのは、水色の網掛けの中に入れておいた方がいいんじゃないでしょうか。
- 介護保険課 分かりました。
- 委員 員 そこから上に上がって、介護保険課に一部データが来るんですよ。そのデータなり、紙媒体が介護保険課に来るのであれば、そこが外に出ているというか、今回の話なのではないかなと。先ほどの説明を聞いて思いました。両端が水色で、真ん中が外というのも気持ち悪い。
- 介護保険課 はい。
- 委員 員 流れとしては、それで良いと思いますが、ここが水色になっていないのは、条例の 7 条 3 項の収集する個人情報の種類で、ここにかねなければいけないということで、青色だとかけなくて良いということになってしまうから、抜いてあるのかなと思ったんですけども。収集して良いかどうかを審議するのが問題で、それをどう表せば良いかは分からないんですけども。
- 委員 員 二つのことを一つの色で表すのは無理ですよ。
- 委員 員 どうしたら正しいのか分からないんですけども。第 7 条第 3 項のところを審議することは大事なので、水色に入れたほうが良いのかどうかは、そこは私には分からないんですけども。
- 委員 員 水色は水色かもしれませんが。審議対象なんですよ。

○介護保険課 分かりやすい表現にします。

○委員 この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。KOB Eシニア元気ポイント事業の分析評価のための活動者データの活用と情報連携基盤システムへの情報項目の追加についてですが、高齢者が高齢者施設で活動を行った場合に、敬老パス等の IC カードに、換金可能なポイントが付与される KOB Eシニア元気ポイント事業を実施して、事業の参加者から活動前後のアンケートや介護保険被保険者番号等の健康等データを収集し、情報連携システム内に保有する高齢者の健康情報と連結して、分析評価することは、今後の介護予防施策の効果的な展開を図ることが期待でき、公益に資すると認められること、個人情報保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑤医療・介護データ等の連結解析について

健康局健康企画課から、医療・介護データ等の連結解析について、条例第7条（収集の制限）、条例第9条（提供及び利用の制限）、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委員 郵送等を使われるということなんですけれども、新型コロナウイルス感染症拡大予防ということは理解した上で、お尋ねするんですけれども、例えば、書留の場合でも、送ればそこにいた人であれば、誰の判子でも押せば、誰でも受け取れるということが実情と私は理解してしまっていて、かなり管理レベルが落ちないかなと気になるんですけれども。その窓口の人が押したら、ほんとにその人がその人なのかということは、郵便局の人は分からないですし、対応した人が受け取ってしまえばそれまでですし、それでいいのかなというのはかなり気にはなります。本人限定受取というのはなかなか難しいのかもしれませんが。書留というのはだれでもいいんですよ。出てきた人を確認する術が何もない。そこに出た人が誰でも受け取れるので。大丈夫なのかなと。趣旨は理解しつつ、ちょっと気持ちが悪い。

○健康企画課 書留等ということで書かせていただいておりますが、我々もどういった受け渡しの方法があるのかなということで、例えば、最近、民間の宅配関係でセキュリティを強化したサービスもあるようですので、そのようなものも検討しながら、相手方との連携を密にしながら、適切に受け渡しができる方

法ということを考えております。

- 委員 員 この表現で良いのかということが気になります。仕事柄、郵便の実情は割とよく知っていますので。
- 事務局 他の事例でもあったのですが、郵便と併せて電話連絡を使用するケースがあると思います。郵便で送りました、ということを対象者に電話連絡をする。到着して受け取ったら電話連絡をする。というような形で確実に受け取ったということを確認すると。そのようなやり方もあったかと思います。確実に受け取ったということを証明してもらうということは手段として講じられるかなと思います。
- 委員 員 例えば、権限を持っていない人が受け取って、データを持ってしまったとしても、それが使えないというか、そこが確保されているのであれば良いですけども。その辺りはどうなっているのでしょうか。
- 健康企画課 その点につきましては、パスワードを設定させていただくという形になります。
- 委員 員 パスワードは、どうやって知らせるのでしょうか。
- 健康企画課 委託先で作業をされる方にお知らせすることになります。
- 委員 員 郵送とは別の手段で、別個に送るので、データを別の人が持っても意味がないと言えると考えて良いのでしょうか。
- 健康企画課 はい。そのように考えております。
- 委員 員 パスワードを設定した上で、と書いてありますので。別手段で伝える、とは書いてありませんが、そこを常識的に捉えると、おそらく別にパスワードは送っていると思われます。
- 委員 員 それを明確にさせていただいた上で、できるだけ、それが書留等追跡される郵送サービス、ということがセキュリティに配慮したことを表現されたと思うのですが、連絡手段を講じる等して、とかそういうことも添えていただいて、受け取るべき人が受け取るように、ちょっと入れていただくとしっくりくるかなと、個人的には思います。
- 健康企画課 文章表現を考えさせていただきます。

○委員 それでは、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。医療・介護データ等の連結解析についてですが、医療・介護データ等を連結して解析するため、国保、介護、生活保護等の医療・介護等情報や後期高齢者のレセプト情報を、行財政局住民課が保有する住民基本台帳情報を利用して連結すること、予防接種歴情報を新たに収集することなど、一定の変更を行うことは、科学的根拠に基づく保健事業の推進に寄与するものであり、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑥感染症業務における全庁ファイルサーバを利用した本庁保健所及び区保健センター間での個人情報の共有について

健康局予防衛生課から、感染症業務における全庁ファイルサーバを利用した本庁保健所及び区保健センター間での個人情報の共有について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委員 ファイルサーバに保存して、保健師に渡すときは、データはどうやって渡すのでしょうか。紙とかタブレットとかでしょうか。

○予防衛生課 事務処理用パソコンで見て、それぞれが打ち出します。

○委員 保健師には紙で渡す。

○予防衛生課 それぞれが紙で持っていることが多いです。基本的にはパソコンの中で見ればいいんですけども。

○委員 そのパソコンは事務処理用 PC でしょうか。

○予防衛生課 そうです。

○委員 これはノートパソコンではなくて、事務所にあるパソコンでしょうか。

○予防衛生課 事務所にあるノートパソコンです。

○委員 持ち出し用ではなくて、と言うことですね。

○予防衛生課 はい。

○委員 分かりました。

○委員 特にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。感染症業務における全庁ファイルサーバを利用した本庁保健所及び区保健センター間での個人情報の共有についてですが、本庁保健所と各区保健センター間で、全庁ファイルサーバを利用して、感染者等に関する個人情報を共有することは、情報漏えいのリスクが低減され、正確かつ迅速に情報共有を図ることが可能となり、公益に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑦A I 搭載通信型スマートドライブレコーダーによる車両の安全性モニタリング実証実験について

交通局自動車部市バス運輸サービス課から、A I 搭載通信型スマートドライブレコーダーによる車両の安全性モニタリング実証実験について、条例第7条（収集の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

○委員 急ブレーキ、急発進等のデータなんですけれども、基本的に当該運転手の教育や研修のために利用されることがメインのような感じなんですけれども、8ページの上を見ると、運行路線内の場所の特徴なんですかね、注意喚起するためということがあって、12ページの要領の第6条第4項は、特定の個人を識別不可能な状態に加工する、と書いてあるので、情報を識別不可能な状態に加工した上で、安全研修等に使用するというか、他の人にも見せることが予定されているのでしょうか。

○市バス運輸サービス課 研修等の資料につきましては、既に当方にドライブレコーダーが設置されておりまして、それを基準として、運用させていただいております。今回の件に関しましても、自動的にクラウド上から閲覧できるということで、同じような形で、使用させていただく可能性があるということでございます。

○委員 それは、答えとして、使用することがある、ということでしょうか。

○市バス運輸サービス課 はい。

- 委員 要綱の第 7 条にデータは、次の各号に該当する場合に利用するものとし、それ以外には基本的に利用しない、と書いてありますが、研修めいたものが載っていないようなんですけれども、それは、利用目的に入れなくてもいいのでしょうか。識別不可能だからいいということなのか、どうなのかなと思ひまして。
- 市バス運輸サービス課 研修というのは、複数の人の前で、ドライブレコーダーの画像を閲覧して、こういう状況であるということ資料として使うということもありますが、この第 7 条に関しましては、個人については、その時の運行状況、挙動を運転手ごとに注意喚起するための個別の研修という位置づけで考えております。
- 委員 ここに研修目的で使うことがある、ということを入れた方がいいのか。入れなくてもいいのか。
- 市バス運輸サービス課 それについては、研修目的というふうに改めさせていただき、この内容の一部を研修目的に利用するということを記載させていただきます。
- 委員 それ以外の目的に提供しないと書いてあるので、漏れているのであれば、足していただいたほうが良いのかなと。
- 市バス運輸サービス課 変更させていただきます。
- 委員 他のところで研修に利用することができるかと書いてあって、ここに書く必要がないとか、何か理由があればいいのではと思ったんですけど。ただ、ご本人にとっては、分かることかもしれないので、使うのであれば、入っている方がいいと思います。1, 2, 3 は書いてあるので、4 があってもいいのかなと思ったので、直されるのであればそれで良いのかなと思います。
- 市バス運輸サービス課 4 を付け加えて、研修目的とさせていただきます。
- 委員 個人情報の保護で、(2)の運用上の保護の④のところ、SD カードの回収時は、原則として神戸市職員で対応する、複数名でセキュリティの確保された手段を利用する、とありますが、SD カードはどうされるのでしょうか。破棄するとか、潰すとか。そこに載っている情報がどうなるのかが書かれていない。
- 市バス運輸サービス課 最終的には、今回、収集した情報は委託契約が終了した時点で、全て廃棄す

るという形になっております。

○委員 委託業者は、と書いてあります。でもSDカードは神戸市職員で対応するとあるので、このSDカードはどこに行くのでしょうか。

○市バス運輸サービス課 SDカードは廃棄します。

○委員 ということを明示しておいた方が良くはないでしょうか。

○市バス運輸サービス課 分かりました。

○委員 他にご質問はございませんか。

○委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。AI搭載通信型スマートドライブレコーダーによる車両の安全性モニタリング実証実験についてですが、市バスにAI搭載通信型ドライブレコーダーを設置して、映像データ、位置情報、加速度情報を収集し、運転手の日常の運転習慣や危険挙動などを検知し警告することは、運転手の安全運転に対する意識向上が図られること、警報が多い地点や内容を明らかにすることにより、運行管理の高度化が期待されることから、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑧インターネット出願および入学手続きシステムの導入について

公立大学法人神戸市看護大学から、インターネット出願および入学手続きシステムの導入について、条例第11条（電子計算機処理の制限）及び条例第12条（電子計算機の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

（質問等なし）

○委員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。インターネット出願および入学手続きシステムの導入についてですが、現在、書類で行っている神戸市看護大学の入学者選抜試験の出願や入学手続きを、インターネット出願システムを構築し、出願手続き、合否結果確認及び入学手続きなどをウェブ上で行うことは、手続きの迅速化や出願者

の利便性の向上が期待でき、市民サービスの向上に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

○委員 本日、審議いたしました 14 件の諮問への答申文ですが、審議会としての方向性については妥当であるとの結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。

○委員 (異議なし)

○委員 それでは、次に報告事項に移ります。

(2) その他

①処理システムへの情報項目の追加について(報告)

事務局から、処理システムへの情報項目の追加について、個人情報保護条例第 11 条第 1 項関連の「個人情報を電子計算機処理することについて」類型 4 に基づき、報告がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 (質問等なし。)

②パブリッククラウドの利用方針等の策定について(報告)

事務局から、クラウドサービスの利用(機密性 2 以上の情報)に係る基本方針の策定、インターネット VPN 回線の利用(機密性 2 以上の情報)を認める基準の作成に関して、問題点、対応策、国の動向等について報告がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 (質問等なし。)

○委員 それでは、これをもちまして、第 101 回神戸市個人情報保護審議会を終わります。ありがとうございました。